

基本 目標	重点目標	今後の方策	主な取組状況（R2は予定含む）
I 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進		DV理解のための広報・啓発の実施	<p>○とやまパープルリボンキャンペーン（～R2）【県・警察・高岡市・人権擁護・民間団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の「女性に対する暴力をなくす運動」（11/12～11/25）に呼応し、富山駅前、高岡駅前等での街頭啓発の実施 ・パープル・ライトアップ（タワー111） <p>○DV防止啓発講座（～R2）【県・女性財団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間団体と協力し、実施。 <p>○児童虐待（面前DV）防止普及啓発事業（R1）【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面前DVが心理的虐待であることについて、ポスター・リーフレットで啓発。 <p>○男女共同参画啓発パネル貸出事業（～R2）【女性財団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVパネルの貸出 <p>○「女性の人権ホットライン」強化週間（～R2）【法務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、電話受付時間を延長。
	1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進	家庭・地域・職場等における啓発	<p>○民間団体主催による普及啓発活動（～R2）【民間団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレットの作成、展示、講演活動など。 <p>○人権啓発活動（～R2）【法務局】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年、「啓発活動重点目標」及び「啓発活動強調事項」を掲げ重点的に啓発活動を実施。 ・人権週間には、街頭啓発やイベントでの啓発活動を実施するほか、人権教室を実施。 <p>【富山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○広報紙、情報交流誌、HPによるDV防止の意識醸成（～R2） ○DV防止啓発講座の開催（～R2） ○男性に対しての啓発活動の推進（～R2） <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、男性に向けた広報やチラシによる啓発活動を推進。 ○DV相談窓口の周知（～R2） <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力をなくす運動期間等に合わせ、CiC内でのパネル及びリーフレットの展示や相談窓口案内カードの配置 <p>【高岡市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性に対する暴力をなくす運動期間の取り組み（～R2） <ul style="list-style-type: none"> ・パネル展示、パープルリボンTシャツ、パープルリボンの木、啓発バッジの配布、予防啓発リーフレット等の配布。 ○DV予防啓発講座の開催（～R2） <p>【射水市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○女性に対する暴力をなくす運動期間の取り組み（～R2） <ul style="list-style-type: none"> ・射水市男女共同参画推進委員会と連携し、DV防止啓発活動を実施。

基本 目標	重点目標	今後の方策	主な取組状況（R2は予定含む）
I 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進	1 暴力の根絶を目指す社会づくりの推進	家庭・地域・職場等における啓発	<p>【魚津市】 ○DV防止の啓発（～R2） ・市の窓口や公共施設にDV相談窓口の載ったリーフレットを配置。 ・広報紙等にDV防止の記事を掲載。</p> <p>【滑川市】 ○女性に対する暴力をなくす運動期間の取り組み（～R2） ・広報紙等によりDV防止啓発及び相談窓口の周知を実施。</p> <p>【砺波市】 ○女性に対する暴力をなくす運動期間の取り組み（～R2） ・男女共同参画推進員が市内ショッピングセンターで街頭啓発を実施。</p> <p>【立山町】 ○女性に対する暴力をなくす運動期間の取り組み（R1） ・男女共同参画推進員連絡会が作成したDV予防啓発チラシを町内スーパー等で配布。</p>
	2 若年層への教育・啓発	小学校・中学校・高等学校等における教育・啓発	<p>○若者のためのデートDV予防啓発出前授業（～R2）【県・女性財団・民間団体】 ・民間団体と協働し、小学校・中学校・高校・特別支援学校でワークショップ等を実施</p> <p>○若い世代へのデートDV等予防啓発の実施（～R2）【高岡市】 ・中学校1年生を対象とした出前講座の実施。</p> <p>○中学生コミュニケーションセミナーの開催（～R2）【砺波市】 ・人権を互いに尊重する関係づくりを支援。</p>
		民間団体との連携	<p>○中高生向けデートDV防止啓発リーフレットの配布（H27～R2）【県】 ・デートDV啓発リーフレットを県内全中学校・高校の2年生に配布</p> <p>○中学生向けデートDV防止啓発冊子の作成（～R2）【富山市】 ・デートDVについての啓発冊子を市内各中学校に配備。</p>
		デートDV防止のための啓発	<p>○デートDV予防啓発チラシ等の配布（～R2）【高岡市】 ・市内高校1年生にデートDV予防啓発リーフレットを配布。 ・R2からは小学校6年生、中学校1年生を追加。</p> <p>○エイズ予防キャンペーン（～R1）【県・民間団体】 ・男女の対等な交際や性交の同意について啓発。</p>
3 調査研究への取組み	男女間における暴力に関する調査の実施	○男女間における暴力に関する調査の実施（R1）【県】	
	加害者対策への取組み		

基本目標	重点目標	今後の方策	主な取組状況（R2は予定含む）
Ⅱ 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備	4 発見・通報等に関する体制整備	DV発見・通報のための周知	<p>○DV相談窓口案内カードの作成・配布（～R2）【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県女性相談センターや市町村の相談窓口などを記載した名刺サイズのカードを作成 ・関係機関、医療機関、学校等へ配布するほか、県と包括協定を結ぶショッピングセンター等に設置 <p>○DV対策に関するリーフレットや相談案内カードの掲示・設置【富山市、高岡市、魚津市、立山町など】</p>
		民生委員・児童委員、人権擁護委員等への働きかけ	<p>○女性の人権ホットライン（～R2）【法務局・人権擁護】</p> <p>富山地方方法務局に相談電話を設置し、法務局及び人権擁護委員が、DVなど女性を巡る人権問題に関する相談に応じる。</p> <p>○人権侵犯事件の調査救済（～R2）【法務局】</p> <p>人権侵害の疑いのある事件について、被害者からの救済申出により救済手続きを開始。救済にあたっては県女性相談センターや警察機関と連携。</p> <p>○民生委員児童委員・男女共同参画推進員向けの「DV被害者対応マニュアル」の作成（H30）【県】</p> <p>○県女性相談センターや警察機関への情報提供・連携【人権擁護】</p>
		児童相談所等との連携	<p>○各種DV防止啓発活動等に参加・協力【民児協】</p> <p>○子ども虐待防止ハンドブックの改訂（R1）【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVが疑われる場合の女性相談センター等との連携についても記載。 <p>○女性相談センターにおける児童虐待防止対応コーディネーターの配置（R2）【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性相談センターに、児童相談所等関係機関との連絡・調整を行うコーディネーターを配置。
		医療関係者への周知	<p>○医療関係者向けDV研修会の開催（H29～R2）【県】</p>
	5 通報への適切な対応	被害者の緊急時における安全確保	
		配偶者暴力相談支援センターにおける対応	
		警察における対応	
		関係機関の連携による対応	<p>○医療関係者向けDV被害者対応マニュアルの作成（R28）【県】</p> <p>○教育関係者向けDV被害者対応マニュアルの作成（R29）【県】</p>
		教育機関・医療機関における対応	<p>○教育・保育関係者に対するデートDV等予防啓発講座の周知【高岡市】</p>

基本 目標	重点目標	今後の方策	主な取組状況（R2は予定含む）
Ⅱ 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備	6 相談体制の充実	身近な地域での相談窓口の充実	<p>○サンフォルテ相談室における一般相談（～R2）【県・女性財団】 ・人間関係、育児・家事や仕事に関する悩み、DV等多様な相談に応じ、カウンセリングを実施。</p> <p>○民間団体における電話相談、メール相談、面接相談、同行支援、HPでの情報提供（～R2）【民間団体】</p> <p>○こころと身体の相談（～R2）【厚生セ、富山市】</p> <p>○配偶者からの暴力（DV）相談マニュアルの配布（R28）【女相】</p>
		女性相談センターの相談機能の強化	<p>○365日夜間電話相談員の配置（～R2）【女相】 ・夜間（17:15～22:00）のDV相談電話に毎日対応。</p> <p>○精神科医による医療相談（～R2）【女相】</p>
		警察の相談体制の充実	<p>○弁護士による法律相談（～R2）【女相】</p>
	7 職務関係者等の能力向上への取組み強化	相談窓口職員の研修の充実	<p>○DV被害者支援セミナーの開催（～R2）【県】 ・市町村の窓口担当者や相談員を対象に、被害者支援のための研修を実施。</p> <p>○女性相談員等連絡会議の開催（～R2）【女相】 ・県・市の女性相談員、市町村窓口及び関係機関担当者の連携を密にするための会議を開催。</p> <p>○教員等のためのDV防止啓発講座（～R2）【県・女性財団】</p>
		相談員のメンタルヘルスケアの充実	
		職務関係者等に対する研修	
	8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実	支援情報の提供	<p>○高齢者虐待対応研修（～R2）【県】 ・市町村及び地域包括支援センター職員、介護保険サービス従事者等を対象に、高齢者虐待防止法の趣旨・内容の周知、事務所内での虐待防止の取組みの紹介等を内容とする研修を開催。</p> <p>○富山県高齢者総合相談センター（～R2）【県】 ・高齢者の心配ごととの相談に応じ、必要な情報を提供。</p> <p>○障害者虐待防止リーフレットの作成・配布（～R2）【県】 ・障害者虐待の定義や通報の流れ、県・市町村相談窓口の紹介について、リーフレットを作成・配布。</p> <p>○富山県障害者権利擁護センター相談窓口の設置（～R2）【県】 ・障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関する相談窓口を設置。</p> <p>○「障害者110番」運営事業（～R2）【県】 ・障害者の人権や権利を擁護するため、常設相談窓口を設置。内容に応じて弁護士等による相談チームを編成して専門相談を行うほか、必要に応じて専門機関に依頼。</p>
		相談体制の充実	

基本目標	重点目標	今後の方策	主な取組状況（R2は予定含む）
Ⅱ 通報への適切な対応と安心して相談できる体制の整備	8 高齢者・障害者・外国人等への支援の充実	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○外国人相談・通訳サポートの実施（～R1）【県】 ・外国人住民への情報提供や生活相談を実施する窓口を設置するとともに、トリオフォン（三者通訳）による通訳サポートを実施。 ・対応言語：日本語、ポルトガル語 ○外国人ワンストップ相談センターの運営（R1～R2）【県】 ・多言語による行政・生活情報の提供や様々な分野の相談対応を一元的に行う相談窓口を設置、運営。（トリオフォンによる通訳サポートも実施。） ・対応言語：日本語、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、韓国語、ロシア語、テルグ語（その他の言語についても、タブレットや翻訳機にて対応。）
		高齢者世帯等への見守り体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○オレンジ相談カードの公共施設等への配置（～R2）【高岡市】 ・対応言語：日本語、英語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語
		男性からの相談への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○サンフォルテ男性相談（H28、H29、R1、R2）【女性財団】 ・男性の臨床心理士による男性のための相談を実施。
Ⅲ 安全な保護体制の構築	9 女性相談センターを中心とした保護体制の整備	女性相談センターにおける一時保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○女性相談センターの運営（～R2）【県】
		医学的・心理学的ケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> ○精神科医による医療相談（～R2）【女相】（再掲） ○心理判定員によるカウンセリングや心理療法の実施（～R2）【女相】
		保護命令の通知を受けた場合の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・被害者の心理的ケアのための心理判定員を配置。
		広域連携の推進	
	10 心身の健康回復に向けた支援	カウンセリングや特別相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○とやまパープルネットワークの構築（H28～R2）【県】 ・DV相談窓口と精神科医療機関をつなぐ。 ○精神保健福祉相談（～R2）【心の健康センター】 ・精神保健福祉全般について相談を受け、必要に応じ、関係機関等連携を図り支援。
		女性相談センターを中心としたメンタルヘルスケアの実施	<ul style="list-style-type: none"> ○臨床心理士による相談の実施（～R2）【富山市、高岡市】 ○民間団体におけるDV被害者等の語り合いの場の提供、カウンセリング（～R2）【民間団体】 ○精神科医による医療相談（～R2）【女相】（再掲）
自助グループの活動支援		<ul style="list-style-type: none"> ○心理判定員によるカウンセリングや心理療法の実施（～R2）【女相】（再掲） ○民間団体における自助グループのサポート（～R2）【民間団体】 	

基本目標	重点目標	今後の方策	主な取組状況（R2は予定含む）
Ⅲ 安全な保護体制の構築	11 子どものケア体制の充実	子どもの支援のための体制づくり	<p>○女性相談センターにおける児童虐待防止対応コーディネーターの配置（R2）【県】（再掲）</p> <p>○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣による相談体制の充実（～R2）【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーを全小・中・義務教育学校及び高等学校（拠点校、要請支援）に配置。 ・スクールソーシャルワーカーを全中学校区（富山市以外）及び義務教育学校並びに高等学校（拠点校、要請支援）に派遣。 <p>○スクールカウンセラーなどによる相談の実施（～R2）【富山市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置。 <p>○ひとり親家庭の子どもへの学習支援（～R2）【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員OB等が公民館等において、学習塾形式で子どもの学習を支援。
		子どもの学習支援及び安全確保	
Ⅳ 被害者の自立に向けた切れ目のない支援体制の強化	12 関係機関との連絡調整	手続きの一元化等	
		被害者等に係る情報の保護	○住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置の実施【市町村】
	13 生活基盤確立のための支援	各種法制度の情報提供等の充実	<p>○DV等被害者法律相談援助の開始（H29～R2）【法テラス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）の被害を現に受けている疑いのある方を対象にした法律相談援助を実施。 <p>○民間団体による市町村窓口、裁判所、弁護士事務所、医療機関、警察署、学校等の手続きの情報提供、連絡調整、同行支援（～R2）【民間団体】</p>
		法的な手続きについての支援	
		ひとり親家庭の自立支援	<p>○ひとり親家庭の自立支援（～R2）【県・市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子自立支援員による相談支援、支援施策に関する情報提供の実施。 ・児童扶養手当の支給 ・児童扶養手当受給者の希望、事情等に対応した「母子・父子自立支援プログラム」の策定 ・母子家庭自立支援給付金支給事業 ・母子家庭等就業・自立支援センター事業
	子どもとともに生活する被害者への支援	<p>○母子生活支援施設の設置・運営（～R2）【富山市】</p> <p>○ファミリーサポートセンターや病児保育利用に係る自己負担額の一部助成（H29～R2）【富山市】</p>	
	就業支援の充実	<p>○就学等に関する支援の実施（DVによる区域外就学）（～R2）【高岡市】</p> <p>○DV被害者等のための自立支援講座（～R2）【女性財団】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心のケアやパソコンの簡単な技術を学ぶ講座を実施。 	
	住宅の確保に向けた支援	<p>○民間団体における高岡市相談室・射水市相談員を通じての緊急一時支援金の貸出（～R2）【民間団体】</p> <p>○民間団体における生活用品の提供（～R2）【民間団体】</p> <p>○県営住宅へのDV被害者の優先入居措置（～R2）【県】</p> <p>○市営住宅へのDV被害者の入居への配慮（～R2）【高岡市】</p>	

基本目標	重点目標	今後の方策	主な取組状況（R2は予定含む）
V 関係機関等の連携・協働による効果的な施策実施体制の整備	14 地域における取組みの強化	市町村配偶者暴力相談支援センターの設置促進	○配偶者暴力相談支援センター機能の充実（～R2）【高岡市】 ・電話相談・面談相談（専任相談員を常時2名以上配置）、被害者支援のための情報提供、同行支援、関係機関等との連携強化、 市内DV対策関係課会議の開催、女性弁護士による無料法律相談、保護・支援に関する各種証明書の発行。 ・高岡市DV対策関係機関連絡会の開催
		市町村基本計画策定の推進	○市町村基本計画の策定（12/15市町村）【R1.10.1現在】
		身近な地域での相談窓口の充実	○DV相談の実施（～R2）【各市町村】
		市町村における相談体制強化に向けた支援	○DV相談担当者などの研修の充実（～R2）【富山市】 ・外部講師による講義や事例検討などの研修。 ○DV被害者対応マニュアルの作成・配布（R1）【高岡市】 ○市職員向けDV対応研修会の実施（H28、R1）【射水市】 ・DV対応の基礎的な知識等を学ぶ研修。 ○相談窓口担当職員DV対応研修（～R2）【黒部市】 ・市内の各部署の相談窓口担当職員を対象とした研修。
		県と市町村との役割分担・相互協力	○町職員や保育士対象の「DV対策研修会」の実施（H29～R2）【上市町】 ○富山県女性相談センターとの連携による被害者支援（一時保護等の対応）（～R2）【高岡市】
	15 関係機関の連携協力体制の強化	富山県DV対策連絡協議会の充実	
		配偶者暴力相談支援センター等を中心とした地域におけるネットワークの整備	○富山県DV対策連絡協議会の開催（～R2）【県】 ・関係機関、団体等との連携とDV対策推進
		県と市町村との役割分担・相互協力（再掲）	○DV対策関係機関勉強会（R1）【県】 ・DV被害者及びDV被害親子の相談、自立支援に携わる各関係機関の連携強化を図るため、専門家を講師に招く。
		他の都道府県との連携	
	16 民間団体との連携・協働の推進	民間団体との連携と協働	○県、市町村、女性財団、学校等主催の講座等の開催時に民間団体に講師派遣を依頼（～R2）
民間団体等への支援		○DV被害者支援県民協働事業（～R2）【県】 ・民間団体等から提案のあった自立支援事業等に対し補助。	
17 苦情処理体制の整備		○関係機関における苦情処理体制の確立	